

「セキュリティベーシック powered by Symantec」

## サービス利用規約

平成 29 年 11 月 1 日版

株式会社つなぐネットコミュニケーションズ

「セキュリティベーシック powered by Symantec」サービスは、平成26年9月30日を以て新規申し込みの受付を終了致しました。それに伴い、「セキュリティベーシック powered by Symantec」サービス利用規約が適用されるのは平成26年9月30日時点での本サービスを利用する者に限ります。

#### 第1条(規約の適用)

セキュリティベーシック powered by Symantec」サービス利用規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社つなぐネットコミュニケーションズ(以下「当社」といいます。)が株式会社シマンテック(以下「シマンテック」といいます。)のソフトウェアを利用し提供する「セキュリティベーシック powered by Symantec」サービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関し適用されるものとします。

- 2 本サービスに関し、本規約に定める内容と当社が別途定める個別規定に定める内容が異なる場合には、個別規定に定める内容が優先して適用されるものとします。

#### 第2条(規約の変更)

当社は、当社所定の方法で会員に通知または公表することにより、本規約を変更できるものとします。この場合、変更後の規約が適用されるものとします。

#### 第3条(用語の定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 ISPサービス	当社の光アクセスネットワークを用いて提供されるインターネット接続サービスのうち下記のもの (ア) UCOM光 レジデンス(当社が提供するインターネット接続サービス) (イ) 当社が指定する協定事業者が提供するインターネット接続サービス
2 ISP契約	当社が定めるISPサービスの提供を受けるための契約
3 会員	当社とISP契約を締結している者
4 利用者	本サービスを利用する者
5 本ソフトウェア	ウイルス対策、スパイウェア対策機能を有し、シマンテックが提供および使用許諾をするソフトウェア(最新プログラムモジュールを含みます。)
6 利用契約	本サービスを利用するための本規約に基づく契約
7 使用許諾契約	シマンテックが定める、シマンテックと利用者で締結される本ソフトウェアの使用許諾契約
8 PIN番号	当社が利用者に対して発行する本サービスの利用に必要な文字列データ

#### 第4条(本サービス)

本サービスとは、利用者が当社を通じ、本ソフトウェアをダウンロードし使用することにより、利用者のパソコンのセキュリティ機能を高めるサービスをいいます。

2. 利用者は、本ソフトウェアの使用につき、シマンテックと使用許諾契約を締結するものとします。
3. 本サービスの仕様、セキュリティに関する基準等は、シマンテックまたはシマンテックの協力事業者(以下「指定事業者」といいます。)が定めるものとし、当社は、本規約に定める以外の事項につき、一切の責任を負わないものとします。

#### 第5条(サービスの対象)

本サービスの対象は、会員に限るものとします。

#### 第6条(サービスの利用条件)

本サービスの動作条件は、当社が別に定めるものとします。

#### 第7条(サービスの利用数の上限)

会員ごとの本サービスの利用数の上限は、ISP契約に定めるユーザIDの最大の数とします。

#### 第8条(サポート等)

本サービスの利用に関して必要な利用者に対するサポートは、指定事業者が自己の定める基準で

行なうものとします。

#### 第9条(PIN番号の発行)

当社は、本サービスの申し込みを行なった利用者に、PIN番号を発行し、当社所定の方法にて利用者に対し通知するものとします。

- 2 利用者は、当社が発行したPIN番号を、自己の責任と負担で管理・保管するものとし、第三者に利用させる行為の他、譲渡、貸与、または質入等の担保権の設定その他一切の処分を行なってはならないものとします。
- 3 第三者が利用者のPIN番号を使用して行なった全ての行為は、当該利用者が行なった行為とみなされるものとします。

#### 第10条(申し込みの方法)

本サービスを利用しようとする会員は、本規約の同意の上、当社所定の方法により利用契約の申し込みを行うものとします。

2. 当社は、当社の定める基準に基づき、利用契約の申し込みを承諾するものとします。

#### 第11条(当社が行う本サービス契約の解除)

当社は、以下の場合、利用者に何ら催告をすることなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 会員とのISPサービスの利用契約が事由の如何を問わず終了した場合
- (2) 当社が本サービスの提供を事由の如何を問わず中止または終了した場合

#### 第12条(利用契約終了後の措置)

利用者は、利用契約が終了した場合、自己の責任と負担で本ソフトウェアを利用者のコンピュータからアンインストールするとともに、PIN番号を破棄するものとし、以後一切利用してはならないものとします。

- 2 当社は、利用契約終了後は、利用者に対しサポートの提供その他本サービスに関する一切の責任を負わないものとします。
- 3 事由の如何を問わず利用契約が終了した場合、利用者の当社に対する未履行債務は、利用者がこれを履行するまで消滅しません。

#### 第13条(禁止事項)

利用者は、本サービスの利用にあたり、ISP契約に定める禁止事項の他、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本サービスを自己利用以外の商用目的で利用する行為
- (2) 本サービス、本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、修正、翻訳、改造する行為
- (3) 本サービスまたは接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害または混乱させる行為
- (4) 本サービスを利用する以外の目的でPIN番号を不正に使用する行為または第三者に使用させる行為
- (5) 本規約に違反する行為
- (6) 使用許諾契約において定める禁止行為
- (7) 前各号に定める他、本サービスを不正に利用していると当社が判断する行為

#### 第14条(本サービスの提供停止、変更、中止・終了等)

当社は、以下の何れかの場合には、本サービスの全部または一部の提供を一時的に停止できるものとします。

- (1) シマンテック、当社もしくは指定事業者の本サービスを提供するために必要なサーバー等の設備、またはシステムの保守点検・更新を行う場合
  - (2) 前号に定める他、本サービスの運用上もしくは技術上の理由により必要または適切と当社が判断した場合
- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、あらかじめそのことを利用者へ通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
  - 3 当社は、自らの判断により利用者へ予め通知することなく、本サービスの全部または一部の変更または追加ができるものとします。
  - 4 当社は、利用者に対して通知することにより、本サービスの全部または一部を中止・終了させることができるものとします。
  - 5 当社は、本条第1項、第3項、第4項に基づき本サービスの提供停止、変更・追加、または中止・終了を行った結果、利用者または第三者が損害を被った場合であっても、係る損害を賠償する責任を負

わないものとしします。

#### **第15条(料金)**

当社が提供する本サービスの料金は、初期登録料、基本利用料とし、料金表に定めるとおりとしします。

#### **第16条(損害賠償)**

利用者が、本サービスの利用に関して当社に損害を与えた場合、利用者は当社が被った損害を賠償するものとしします。

- 2 利用者が本サービスの利用に関して第三者に損害を与えた場合、または第三者と紛争を生じた場合、利用者は、自己の責任と負担でこれを解決するものとし、当社にいかなる責任も負担させないものとしします。万一、当社が他の利用者や第三者から責任を追求された場合は、利用者はその責任と負担においてこれを解決するものとし、当社を一切免責するものとしします。

#### **第17条(保証・責任の制限)**

当社は、本サービスおよび本ソフトウェアの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとしします。

- 2 本ソフトウェアのダウンロードまたはインストールは、利用者が自己の責任と負担で行うものとし、その完全性や正確性等につき、当社は、いかなる保証も行わないものとしします。
- 3 利用者は、本サービスを本規約に従い、自己の判断と責任で利用するものとしします。

#### **第18条(権利の帰属)**

本サービスおよび本サービスに付随して作成される資料等に関する著作権、特許権、商標権、意匠権、ノウハウ等の知的財産権およびその他一切の権利は、当社またはシマンテックに帰属しします。

#### **第19条(定めなき事項)**

本規約に定めのない事項については、ISP契約の規定を準用するものとしします。

#### **第20条(本サービス及び利用契約の譲渡)**

当社は、本サービス及びこれらに係る利用契約について、本サービスを継続的に提供することができるかと合理的に認められる第三者へ利用者の同意なくして譲渡することができるものとしします。

## 料金表

### 第1 初期登録料

料金種別	単位	料金額
提供開始の契約事務に係るもの	1 申し込みごとに	無料

### 第2 基本利用料

	単位	料金額(税別)
1 申し込みごとに月額		350 円

※本規約により料金その他の債務の支払いを要するとされている額は料金表に定めるものとし、消費税相当額を加算した額を請求するものとします。なお、消費税の税率に変動があった場合には変動後の税率を適用し加算します。

※利用者は、この料金表に規定する料金以外の料金の支払いを要する場合があります。

附 則

(実施期日)

- 1 本規約は、平成22年3月9日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。  
(コーポレートロゴ変更)
- 2 平成22年9月1日よりコーポレートロゴを変更しました。  
(ブランド名称変更)
- 3 平成22年9月1日よりGyaO光 (UCOM) インターネット接続サービスのブランド名称を、「GyaO光 (UCOM)」からUCOMグループのオリジナルブランド名称へ変更しました。  
(用語の定義)
- 4 ブランド名称変更に伴い、第3条(用語の定義)1項のISPサービスの用語の意味を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。  
(事業一部譲受けについて)
- 2 平成23年9月1日より株式会社U'sISPサービスから株式会社UCOMへ、個人向けISP(インターネットサービスプロバイダー)事業、個人向けインターネット接続サービス事業およびこれらに関連する個人向けサービスに付帯する IP電話等のオプションサービス事業が譲受されました。それに伴い、関連する文言を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。  
(用語の定義)
- 2 ISPサービスの追加に伴い、第3条(用語の定義)1項のISPサービスへjasper-netを追加しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。  
(用語の定義)
- 2 インターネット接続サービスの名称変更に伴い、第3条(用語の定義)1項のISPサービスについて「UCOM光 マンション全戸一括タイプ」の名称を「UCOM光 レジデンス」へ変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年10月26日から実施します。  
(サービスの動作条件)
- 2 本サービスの動作条件について、本規約とは別に定めるものへ変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。  
(料金表)
- 2 料金額を税別表記にしました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。
- 2 平成26年9月30日を以て、本サービスの新規申込みの受付を終了しました。
- 3 新規申込みの受付終了に伴い、頭書に文言を追加しました。

附 則

(実施期日)

- 1 本規約第20条の追加は、平成28年2月12日から実施します。
- 2 「spaaqs 光」「jasper-net」の会員に対して提供される本サービスは、当社から株式会社U-NEXTに対する譲渡に伴い、本規約の適用対象外となります。これに伴う本規約の文言の変更は、平成28年3月8日(このような譲渡が同日に効力発生しない場合は、その効力発生日)から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 本改訂規定は、平成28年5月1日から実施します。
- 2 第3条(用語の定義)の1 ISPサービスの文言を変更しました。
- 3 第3条(用語の定義)の2 ISPサービス会員規約をISP契約に変更しました。これに伴い、関連する文言を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年11月1日から実施します。  
(吸収分割)
- 2 平成29年11月1日にて、吸収分割によりアルテリア・ネットワークス株式会社から株式会社つなぐネットコミュニケーションズへ、ISPサービスおよびこれに付随するサービス(本サービスを含む)に係る事業が承継されました。これに伴い、関連する文言を変更しました。